

令和3年

第10回教育委員会会議

議案第16号

秋田県教育委員会

議案第十六号

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会会議規則（昭和二十四年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着しなければならない。ただし、委員が次条に規定する方法によつて会議に出席する場合は、この限りではない。</p> <p>2 略</p>	<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を教育長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>第一条の二 教育長及び委員は、教育長が必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）によつて会議に出席することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、オンラインによる会議への出席に關し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>第十条 会議の日時、会議に付すべき事件、その順序その他の議事日程は、教育長がこれを定める。</p> <p>第十九条 教育長は、表決を採ろうとするときは、議題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。</p> <p>2 略</p>	<p>第十条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、教育長がこれを定める。</p> <p>第十九条 教育長は、表決を採ろうとするときは、起立により可否を決する。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。</p>

第二十条～第二十三条 略

第二十四条 略

2 前項の規定により委員会が必要と認められた者は、教育長が必要があると認めるときは、オンラインによつて会議に出席することができる。

第二十五条・第二十六条 略

第二十七条 議事録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一～三 略
- 四 会議に付した事件の題目
- 五～九 略

第二十八条～第三十条 略

第二十条 議案上程後反対の発言者がいないときは、教育長は、全会一致で可決したものとみなすことができる。

第二十一条～第二十四条 略

第二十五条 略

第二十六条・第二十七条 略

第二十八条 議事録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一～三 略
- 四 会議に付した議案の題目
- 五～九 略

第二十九条～第三十一条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年六月十日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

非常災害その他やむを得ない事情により、教育長及び教育委員等が、教育委員会会議の会議場に参着することが困難な場合に備えて、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用して教育委員会会議に出席できるようにする必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

議案第16号 参考資料

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

非常災害その他やむを得ない事情により、教育長及び教育委員等が、教育委員会会議の会議場に参着することが困難な場合に備えて、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用して教育委員会会議に出席できるようにする必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育長が必要があると認めるときは、教育長及び教育委員並びに教育委員会が出席を必要と認めた者は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって会議に出席することができることとする。（第1条、第1条の2、第24条第2項関係）
- (2) 教育長が表決を採ろうとするときは、議題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは可決の旨を告げることとし、起立により可否を決する規定を削除する。（第19条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

○秋田県教育委員会会議規則

昭和二十四年十月二十日

秋田県教育委員会規則第四号

秋田県教育委員会会議規則を次のとおり定める。

秋田県教育委員会会議規則

第一章 総則

第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を教育長に届け出なければならない。

2 欠席する場合は、その事由を当日の開議前に、教育長に届け出なければならない。

第二条 教育長は、会議の始終、休憩及び中止を告げなければならない。

第三条 教育長が開会を告げる前又は休憩、中止若しくは散会を告げた後において、委員は、議事について発言することができない。

第四条 委員の議席番号は、教育長が定める。

第五条 会議中における委員の呼称は、その議席番号を用いる。

第二章 会期、開会及び閉会

第六条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月一回これを開く。

3 臨時会は、教育長が必要であると認めるとき、又は委員の定数の三分の一以上の委員から書面で会議に付すべき事件を示して請求があつたときにこれを開く。

4 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行ふ。

5 会議の招集を行つた場合には、教育長は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件を告示する。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第七条 会期内に議題の審議を終了しないとき、又は臨時急施を要する事項その他必要なときは、会議の議決により会期を延長することができる。

第八条 会議の議題の全部を議了したときは、会議の議決により会期にかかわらず閉会することができる。

第九条 開会時刻において出席者が定数に満たないときは、その定数に満ちるまで開会時刻を繰り下げることができる。

第三章 議事日程

第十条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、教育長がこれを定める。

第十一条 議事日程は、会議に諮り変更し、又は追加することができる。

第十二条 議事日程に定めた事件で当日の会議に諮ることができなかつたとき、又は審議が終らないときは、更にその日程を定めなければならない。

第四章 議事

第十三条 会議において発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

第十四条 質疑及び討論は、議題外にわたることができない。

第十五条 教育長は、質疑討論その他の発言について、それが議題外にわたるか、又は不必要と認めるときは、これを制止することができる。

第十六条 会議規則の疑義及び会議規則に定めのない事項の処理については、会議に諮りこれを決しなければならない。

第十七条 教育長は、表決を採ろうとするときは、表決に付すべき議題を会議に告げなければならない。

2 教育長が表決に付すべき議題を告げた後は、委員は議題について発言することができない。

第十八条 表決の際、席にある委員は、表決に加わらなければならない。

2 表決の際、自席についていない委員は、表決に加わることができない。

第十九条 表決を採ろうとするときは、起立により可否を決する。

2 委員二人以上の要求があるときは、これを会議に諮り、記名又は無記名投票をもつて表決を採ることができる。

3 教育長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十条 議案上程後反対の発言者がいないときは、教育長は、全会一致で可決したものとみなすことができる。

第二十一条 委員は、自己の表決の更正を求めることはできない。

第二十二条 議案に対する修正案は、原案の趣旨に遠いと認められるものから採決する。

2 すべての修正案が否決されたときは、原案のとおり決定する。

第二十三条 会議で投票を行う場合は、教育長は、係員をして所定の用紙を配付させなければならない。

- 2 投票後、教育長は、直ちに開票してその結果を告げなければならない。
- 3 教育長は、委員の中から立会人一人を指定して開票の点検に立ち合わせることができる。

第二十四条 委員は、動議を提出することができる。

- 2 動議に他の委員二名以上の賛成あるときは、議題としなければならない。動議が議題となつたときは、教育長は、直ちにこれを会議に告げなければならない。

第二十五条 委員会が必要と認めた者は、会議に出席し意見を述べることができる。

第二十六条 会議は、公開とする。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

- 2 前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。
- 3 秘密会を開くときは、教育長は、会議に関係のない者及び一般傍聴人を退席させなければならない。

第二十七条 陳情又は請願書を受理したときは、委員会に諮らなければならない。

第五章 議事録

第二十八条 議事録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一 開会、中止及び閉会の年月日時
- 二 出席及び欠席の教育長及び委員の氏名
- 三 説明のため会議に出席した者の氏名
- 四 会議に付した議案の題目
- 五 議題となつた発案、発議及び動議の趣旨並びに提出者の氏名
- 六 議決した事項及びその趣旨
- 七 諸報告の要旨
- 八 選挙又は表決をなしたときはその顛末
- 九 その他会議において必要と認めた事項

第二十九条 議事録には、教育長及び委員会において定めた委員二名が署名しなければならない。

- 2 前項の署名員は、会期の始めに会議に諮つて定めなければならない。
- 3 議事録は、教育長が教育庁職員の中から指名して、これを作成させる。
- 4 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を公表するものとする。

第六章 紀律

第三十条 委員は、他人の弁論中みだりに発言を求め、又は私言その他をもつて議事を妨げることができない。

第三十一条 委員が会議中退席するときは、教育長の許可を受けなければならない。

附 則

本規則は、昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

附 則（昭和三〇年教委規則第六号）

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則（昭和三一年教委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

附 則（平成五年教委規則第一号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年教委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年教委規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合においては、この規則による改正後の秋田県教育委員会会議規則、秋田県教育委員会傍聴人規則、職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則及び秋田県教育委員会公告式規則（以下「会議規則等」という。）の規定は適用せず、この規則による改正前の会議規則等の規定は、なおその効力を有する。

令和3年

第10回教育委員会会議

議案第17号

秋田県教育委員会

議案第17号

秋田県立博物館協議会委員の任命について

秋田県立博物館条例（昭和五十年秋田県条例第十五号）第三条の規定に基づき、秋田県立博物館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	阿部 聡	学校教育・社会教育	令和3年7月9日～令和5年7月8日
2	荒川 康一	学識経験者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
3	梅津 一史	利用者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
4	大友 ひろみ	利用者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
5	加藤 薫	学校教育・社会教育	令和3年7月9日～令和5年7月8日
6	後藤 節子	学校教育・社会教育	令和3年7月9日～令和5年7月8日
7	佐藤 好久	学校教育・社会教育	令和3年7月9日～令和5年7月8日
8	菅原 香寿美	利用者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
9	田口 義則	学識経験者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
10	豊田 浩一	学識経験者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
11	西村 美智恵	家庭教育	令和3年7月9日～令和5年7月8日
12	早川 敦	学識経験者	令和3年7月9日～令和5年7月8日
13	松橋 睦子	学校教育・社会教育	令和3年7月9日～令和5年7月8日

令和3年6月10日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県立博物館協議会の委員任期満了のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 17号 参考資料

秋田県立博物館協議会委員名簿

任期：令和3年7月9日～令和5年7月8日

※個人情報保護のため非公開

秋田県立博物館協議会委員候補者の略歴

※個人情報保護のため非公開

議案第17号 参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第17号 参考資料

※個人情報保護のため非公開

令和3年

第10回教育委員会会議

報告事項（1）

令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の志願者数について

秋田県教育委員会

令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験志願状況

令和3年6月10日現在

校種	教科・科目	志願者数			採用予定者数			R4	R3	R3	
		R4	R3	増減	R4	R3	増減	志願倍率	志願倍率	合格者数	
小	学	211	255	-44	150名程度	135名程度	15	1.4	1.9	141	
中 学 校	国語	22	33	-11	11名程度	11名程度	0			12	
	社会	48	63	-15	7名程度	10名程度	-3			11	
	数学	45	51	-6	13名程度	12名程度	1			12	
	理科	24	26	-2	14名程度	12名程度	2			12	
	音楽	12	17	-5	7名程度	6名程度	1			7	
	美術	6	12	-6	4名程度	4名程度	0			4	
	保健体育	45	55	-10	13名程度	12名程度	1			13	
	技術	4	3	1	若干名	若干名				1	
	家庭	10	9	1	3名程度	3名程度	0			4	
	英語	33	38	-5	16名程度	13名程度	3			12	
(中学校合計)		249	307	-58	90名程度	85名程度	5	2.8	3.6	88	
高 等 学 校	国語	17	23	-6	若干名	若干名				2	
	地理歴史	32	30	2	若干名	若干名				2	
	数学	21	22	-1	若干名	若干名				1	
	理科	27	28	-1	若干名	若干名				2	
	芸術	美術	4	4	0	若干名	若干名				1
	保健体育	58	71	-13	3名程度	若干名				2	
	英語	16	11	5	若干名	若干名				1	
	家庭		4	-4	若干名	若干名				1	
	情報	3		3	若干名					1	
	農業	13	16	-3	若干名	若干名				2	
	工業	4	8	-4	4名程度	4名程度	0			4	
	商業	15	18	-3	若干名	若干名				1	
	(高等学校合計)		210	235	-25	16名程度	19名程度			-3	13.1
特 別 支 援 学 校	小学部	29	41	-12	合わせて 22名程度	合わせて 20名程度	2			12	
	中・高等部	国語	7	4						3	0
		社会	18	18						0	2
		数学	3	3						0	1
		理科	1	1						0	0
		音楽	1	2						-1	1
		美術	0	0						0	0
		保健体育	19	17						2	3
		技術	0	0						0	0
		家庭	2	2						0	1
	英語	4	2	2						0	
	高等部	情報	1							1	
	福祉	2	1	1						1	
	(特別支援学校合計)		87	91						-4	22名程度
養護教諭		66	62	4	20名程度	20名程度	0	3.3	3.1	21	
栄養教諭		13	19	-6	若干名	若干名				1	
障 害 者 特 別	中学校	<1>	<1>	<0>	若干名	若干名				<0>	
	栄養教諭	<1>	<1>	<0>	若干名	若干名				<0>	
	小計	<2>	<2>	<0>	若干名	若干名				<0>	
社 会 人 等 特 別	高等学校工業	2	2	0	若干名	若干名				0	
	高等学校理科(地学)	5		5	若干名						
	小計	7	2	5	若干名	若干名				0	
計		843	971	-128	298名程度	279名程度	19	2.8	3.5	291	
高 等 学 校 実 習 助 手	農業	6	5	1	若干名	若干名				1	
	水産	1		1	若干名						
特 別 支 援 学 校	高等部実習助手	7	11	-4	若干名	若干名				1	
	寄宿舎指導員	11	8	3	若干名	若干名				2	
栄養教諭特別選			6	-6		5名程度	-5		4	6	
合計		868	1001	-133	298名程度	284名程度	14	2.9	3.5	301	

※1 障害者特別選考<>は、中学校、栄養教諭に含まれるため合計から除く。

過去10年間の志願者数の推移(実習助手、寄宿舎指導員、栄養教諭特別選考を除く)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
志願者数	1161	1149	1183	1190	1139	1097	1123	1035	971	843
志願倍率	9.1	9.1	9.1	9	8.1	6.3	5.4	5.3	3.5	2.8

令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の
志願状況について

- ※（実習助手、宿舎指導員を除く）採用予定人員は298名 程度で、昨年度比19名程度の増
- 1 （実習助手、寄宿舍指導員を除く）志願者総数は843名で、昨年度比128名の減
 - 2 志願倍率（実習助手、寄宿舍指導員を除く志願者総数を採用予定人員で除した数字）は2.8倍（昨年度3.5倍） ※以下（ ）内は昨年度
 - 3 「障害者特別選考」への志願者は2名（2名）
中学校1名（1名）、栄養教諭1名（1名）
 - 4 「教職大学院特別選考」への志願者は10名（10名）
小学校2名（3名）、中学校5名（3名）、高等学校3名（4名）、
特別支援学校0名（0名）
 - 5 「大学推薦特別選考」への志願者は9名（13名）
小学校8名（11名）、養護教諭1名（2名）
 - 6 「社会人等特別選考」への志願者は7名（2名）
高等学校工業2名（2名）、高等学校理科（地学）5名（今年度から実施）
 - 7 「他県教諭等」への志願者は42名（48名）
小学校16名（17名）、中学校8名（16名）、高等学校12名（9名）、
特別支援学校6名（5名）、養護教諭0名（1名）
 - 8 「小学校教諭等」について
他県教諭等枠への志願者は16名（17名）募集は10名程度
中学校英語の免許状所有者枠への志願者は11名（14名）募集は5名程度
 - 9 優遇対象者（第一次選考試験免除）は13名（18名）
小学校6名（8名）、中学校6名（7名）、高等学校0名（0名）、
特別支援学校1名（2名）、養護教諭0名（1名）
 - 10 講師優遇Ⅰ対象者（第一次選考試験総合教養免除）は28名（57名）
小学校1名（6名）、中学校13名（20名）、高等学校11名（27名）、
特別支援学校2名（4名）、養護教諭1名（0名）
 - 11 講師優遇Ⅱ対象者（第一次選考試験総合教養免除）は246名（254名）
小学校39名（48名）、中学校67名（77名）、
高等学校86名（71名）、特別支援学校44名（48名）、
養護教諭10名（10名）
 - 12 50歳以上の志願者は23名（18名）
小学校8名（6名）、中学校7名（4名）、高等学校4名（3名）
特別支援学校4名（4名）、養護教諭0名（1名）

令和3年

第10回教育委員会会議

報告事項（2）

令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜定時制の課程10月入学者募集要項について

秋田県教育委員会

令和3年度
秋田県公立高等学校入学者選抜 定時制の課程
10月入学生募集要項

1 募集学校及び募集人員

○秋田県立大館鳳鳴高等学校

〒017-0804 大館市柄沢字狐台52番地2 TEL 0186-42-1968

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （昼間の部） 若干名

II 部 （夜間の部） 若干名

○秋田県立秋田明德館高等学校

〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （午前の部） 若干名

II 部 （午後の部） 若干名

III 部 （夜間の部） 若干名

○秋田県立横手高等学校

〒013-0037 横手市前郷二番町10番1号 TEL 0182-32-2011

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （昼間の部） 若干名

II 部 （夜間の部） 若干名

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、現在高等学校に在籍していない者
（中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。）
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

3 出願手続

入学志願者は次の(1)から(4)の出願書類を、出願先高等学校長に提出すること。

- (1) 入学願書（本人氏名、保護者氏名は自書とする。）
- (2) 受検票（所定の用紙に、本人氏名、検査会場を記入する。）
- (3) 出身学校の調査書（出身中学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。）
- (4) 証紙納付書（入学検定料950円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。）

4 出願期間

令和3年8月23日（月）から8月27日（金）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、最終日は正午で締め切る。

5 出願場所

学 校 名	出 願 場 所
大館鳳鳴高等学校	大館鳳鳴高等学校 全日制の課程 事務室 〒017-0813 大館市字金坂後6番地 TEL 0186-42-0002
秋田明德館高等学校	秋田明德館高等学校 事務室 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261
横手高等学校	横手高等学校 全日制の課程 事務室 〒013-0008 横手市睦成字鶴谷地68番地 TEL 0182-32-3020

6 検査日及び選抜方法等

(1) 期 日 令和3年9月4日（土）

(2) 検査会場

学 校 名	検 査 会 場
大館鳳鳴高等学校	大館鳳鳴高等学校 定時制の課程（桜楯館） 〒017-0804 大館市柄沢字狐台52番地2 TEL 0186-42-1968
秋田明德館高等学校	秋田明德館高等学校 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261
横手高等学校	横手高等学校 定時制の課程（青雲館） 〒013-0037 横手市前郷二番町10番1号 TEL 0182-32-2011

(3) 受付時間 8：00～8：30

(4) 選抜方法 作文、口頭試問（国語、数学、英語）及び面接を行う。

(5) 検査日程 9：00～9：45 作文
10：05～ 口頭試問及び面接

(6) 携行品 ・受検票
・筆記用具

※ 携帯電話等の通信機器は、検査会場においては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

7 合格者発表

令和3年9月9日（木）午後4時から、合格者の受検番号を検査会場に掲示するとともに、合格者に対して入学手続書類を配付する。

なお、合格者の受検番号は各校のホームページに公開する。当日、入学手続書類を受け取ることができない者には郵送する。

学 校 名	掲 示 場 所	入学手続書類配付場所
大館鳳鳴高等学校	大館鳳鳴高等学校桜楯館生徒玄関前	大館鳳鳴高等学校 桜楯館事務室前
秋田明德館高等学校	明德館ビル1階	明德館ビル 3階事務室前
横手高等学校	横手高等学校青雲館生徒玄関前	横手高等学校 青雲館事務室前

8 その他

後期の授業は前期に引き続いた内容で行われるので、相応の学力を有し、かつ志望理由が明確で学業継続の意志が強固であること。

令和3年

第10回教育委員会会議

報告事項（3）

令和4年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について

秋田県教育委員会

令和4年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
学生募集要項

1 学科及び募集定員等

学 科	募集定員	募集人員		修業年限
		特別選抜	一般選抜	
介護福祉科	20名	12名	8名	2年
生産技術科	10名	6名	4名	2年

2 特別選抜

【介護福祉科】

出願資格	次の(1)から(4)の全てに該当する者とする。 (1) 高等学校を令和4年3月卒業見込みの者 (2) 人物、学業成績共に優れ、学習意欲が旺盛であり、校長が責任をもって推薦できる者 (3) 全体の学習成績の状況（全体の評定平均値）が3.5以上の者 (4) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者
募集人員	12名
出願書類	出願手続は在籍高等学校長を経る。入学志願者は、次の(1)から(6)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 特別選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 特別選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 志願理由書（志願者本人の自書とする。） (4) 高等学校調査書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (5) 高等学校長の推薦書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (6) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和3年9月1日（水）から9月7日（火）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は9月7日（火）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	小論文（60分）と面接（個人面接）を課す。 提出書類、小論文及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検査日	令和3年9月16日（木） 受 付 8：45 ～ 9：00 小 論 文 9：30 ～ 10：30 面 接 10：45 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和3年9月28日（火）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人及び在籍高等学校長に通知する。

【生産技術科】

出願資格	<p>次の(1)から(5)の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 高等学校を令和4年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 人物、学業成績共に優れ、学習意欲が旺盛であり、校長が責任をもって推薦できる者</p> <p>(3) 全体の学習成績の状況（全体の評定平均値）が3.2以上の者</p> <p>(4) 旋盤の基礎的な技能を有する者</p> <p>(5) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者</p>
募集人員	6名
出願書類	<p>出願手続は在籍高等学校長を経る。入学志願者は、次の(1)から(7)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。</p> <p>(1) 特別選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。）</p> <p>(2) 特別選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。）</p> <p>(3) 志願理由書（志願者本人の自書とする。）</p> <p>(4) 高等学校調査書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。）</p> <p>(5) 高等学校長の推薦書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。）</p> <p>(6) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。）</p> <p>(7) 技能検定普通旋盤作業3級の実技試験に合格している者は、合格証書等の写し（A4判にしたものとする。）</p> <p>※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）</p>
出願期間	<p>令和3年9月1日（水）から9月7日（火）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は9月7日（火）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。</p>
選抜方法等	<p>実技（60分）と面接（個人面接）を課す。</p> <p>ただし、出願時に技能検定普通旋盤作業3級の実技試験に合格しているか、工業科の機械系の学科を卒業見込みの場合は、実技を免除する。</p> <p>提出書類、実技及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。</p> <p>※ 実技の課題は、令和3年7月8日（木）に湯沢翔北高等学校のホームページ上で公表する。</p>
検査日	<p>令和3年9月16日（木）</p> <p>受付 8：45 ～ 9：00</p> <p>実技練習 9：20 ～ 9：50</p> <p>実技 10：00 ～ 11：00</p> <p>面接 11：20 ～</p> <p>※ 実技を免除された者の受付は、10：30～11：00とする。</p>
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	<p>(1) 受検票</p> <p>(2) 筆記用具</p> <p>(3) 上履き、実習着及び安全靴（実技受検者）</p> <p>※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。</p>
合格発表	<p>令和3年9月28日（火）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人及び在籍高等学校長に通知する。</p>

3 一般選抜

【介護福祉科】

出願資格	次の(1)又は(2)に該当する者とする。 (1) 高等学校を卒業又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
募集人員	8名
出願書類	入学志願者は、次の(1)から(4)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 一般選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 一般選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 高等学校調査書（出身高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） ※ 調査書が発行されない場合は『卒業証明書』。 (4) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和3年11月4日（木）から11月11日（木）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は11月11日（木）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	筆記検査（「一般常識」、「作文」（各60分））と面接（集団面接）を課す。提出書類、筆記検査及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検査日	令和3年11月18日（木） 受 付 8：15 ～ 8：30 一般常識 9：00 ～ 10：00 作 文 10：20 ～ 11：20 面 接 11：30 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和3年11月25日（木）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人に通知する。

【生産技術科】

出願資格	次の(1)又は(2)に該当する者とする。 (1) 高等学校を卒業又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
募集人員	4名
出願書類	入学志願者は、次の(1)から(4)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 一般選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 一般選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 高等学校調査書（出身高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） ※ 調査書が発行されない場合は『卒業証明書』。 (4) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）

出願期間	令和3年11月4日（木）から11月11日（木）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は11月11日（木）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	筆記検査（「数学」、「選択科目」（各60分））と面接（集団面接）を課す。 提出書類、筆記検査及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。 ※ 「数学」の出題範囲は、数学Ⅰと数学Ⅱ（三角関数、指数関数・対数関数及び微分・積分）から出題する。 ※ 「選択科目」は、「機械一般（機械工作・機械設計）」又は「理科（物理基礎）」から1科目を選択するものとする。
検査日	令和3年11月18日（木） 受 付 8：15 ～ 8：30 数 学 9：00 ～ 10：00 選択科目 10：20 ～ 11：20 面 接 11：30 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ コンパス、定規、関数電卓（「機械一般」選択者のみ、プログラム電卓を除く）を持参すること。 ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和3年11月25日（木）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人に通知する。

4 二次選抜（介護福祉科・生産技術科）

合格者が募集定員に満たない場合には、令和4年1月下旬又は2月上旬に二次選抜を行う。実施に係る事項は、令和3年11月30日（火）に公表する。

5 入学時及び入学後の諸経費予定

(1) 学校納付金

ア 入学金	5,650円
イ 授業料	年額 118,800円（月額9,900円）
ウ 日本スポーツ振興センター共済掛金	1,750円
エ 教育振興費	年額 12,000円

(2) 教材費等（令和2年度実績）

ア 教材費（介護福祉科5万円程度、生産技術科3万円程度）
イ 教科書代（実費）
ウ 実習服（実費）
エ 実習材料費（生産技術科2万円程度）
オ その他

(3) その他

資格取得及び国家試験受験料、講習料金、施設・企業実習のための移動にかかる経費、研修旅行費

6 出願書類提出先及び問い合わせ先

秋田県立湯沢翔北高等学校 事務室

所在地 〒012-0823 秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1番1号

電話番号 0183-79-5200 F A X 0183-73-2600

令和3年

第10回教育委員会会議

報告事項（4）

令和4年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について

秋田県教育委員会

令和4年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
入学者選抜学力検査問題等作成方針

秋田県教育委員会

1 基本方針

- (1) 高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第38号)に基づくものとする。
- (2) 学力検査問題等は、介護福祉科の特別選抜は「小論文」、一般選抜は「一般常識」及び「作文」、二次選抜は「小論文」、生産技術科の特別選抜は「実技」、一般選抜は「数学」及び「選択科目(「機械一般」又は「理科」から1科目選択)」、二次選抜は「小論文」とする。
- (3) 学力検査問題等の内容は、各教科等の目標・内容に即し、基礎的・基本的な事項及びそれらを活用することについて、学習の成果が多面的にしかもきめ細かに把握できるように出題する。
- (4) 検査時間はそれぞれ60分とする。

2 各教科等の配慮事項

各教科等において、次の事項についての学力がみられるように配慮する。

- (1) 小論文
語句、表現など書くことに関する基本を理解した上で、課題について考察した内容を、論拠を明らかにしながら論理の構成や展開を工夫して効果的に書く力
- (2) 一般常識
介護福祉士として必要な一般的な知識及びそれを基に思考・判断する力
- (3) 作文
与えられた課題に応じて、これまでの生活体験や学習事項を基に、表現や構成に留意しながら適切に書く力
- (4) 実技
機械加工旋盤作業における基礎的な技能
- (5) 数学
数学Ⅰ、数学Ⅱにおける基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を数学的に考察し、表現する力
- (6) 機械一般
機械工作・機械設計における基礎的な知識や技術を理解し、活用する力
- (7) 理科
物理基礎における基本的な概念や原理・法則を理解し、事物・現象を物理学的に考察し、表現する力